

鳥取市食品加工産業育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市食品加工産業育成事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農林水産物等を活用した食品加工に係る新規事業の創出並びに食品加工に係る新商品の開発及び既存商品の改良を行う食品加工関連事業者を支援することにより、地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 協同組合 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等をいう。
- (3) 生産者団体 5名以上の生産者により構成され、組織としての規約を有する団体をいう。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1の第1欄に掲げる事業であって、第12条第2項の規定による審査の結果に基づき市長が必要と認めたものとする。ただし、他の制度により補助金を受けている場合又は受ける予定がある場合は、本補助金の交付の対象としないものとする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者であって、別表第1の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表第2欄に掲げるものとする。

- (1) 本市に主たる事業所又は生産施設を有する者であること。
- (2) 次に掲げる市税等を滞納していない者であること。

- ア 市税
- イ 国民健康保険料
- ウ 後期高齢者医療保険料
- エ 介護保険料
- オ 保育所保育料
- カ 下水道使用料
- キ 下水道受益者負担金

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する別表第2に掲げる経費とする。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第1の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1, 0

00円未満の端数は、これを切り捨てる。) 以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第4欄に定める額を限度額とする。

(交付申請)

第8条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 市税等納付状況確認同意書(様式第3号)

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助対象事業の完了の日から30日を経過する日又は本補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書(様式第4号)
- (2) 収支決算書(様式第2号)

(鳥取市食品加工産業育成事業補助金交付審査会)

第12条 本補助金の適正な交付に資するため、鳥取市食品加工産業育成事業補助金交付審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、本補助金の交付の申請の内容等について審査する。
- 3 審査会の組織、運営等は、別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月22日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市食品加工産業育成事業補助金交付要綱の規定により作成され、使用されている用紙については、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市食品加工産業育成事業補助金交付要綱の規定により作成され、使用されている用紙については、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第1（第4条、第5条、第6条、第7条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助率	4 限度額
食品加工に係る新商品の開発、既存商品の改良等により当該商品の付加価値を向上し、販売の拡大を図る事業	中小企業者、協同組合、生産者団体 その他市長が特に必要と認める団体	1 / 2	100万円

別表第2（第6条関係）

補助対象経費

区 分	摘 要
謝金	専門家謝金
旅費	専門家招待旅費
原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費（試作に係るものに限る。）
機械装置費	機械装置の購入、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
使用料及び賃借料	会場使用料、賃借料（月額50,000円を上限とする。）
委託料	ホームページ開設を業者に委託する場合の経費、商品の品質調査・成分分析などに要する経費、意匠、商標及び工業所有権等知的財産権の取得に要する委託経費、マーケティングリサーチに要する経費
広告宣伝費	広告費及び印刷製本費（パッケージ等のデザイン料を含む。）
雑費	消耗品費、通信運搬費
その他市長が必要と認める経費	その他市長が必要と認める経費